

系統利用に関する情報公表ルール

2013年3月15日施行

2022年4月14日改定

東京電力パワーグリッド株式会社

【目次】

| | | |
|------|---------------------------------|---|
| 1. | 基本的な考え方 | 1 |
| 2. | 用語の定義 | 1 |
| 3. | 公表する情報とその取り扱い | 2 |
| 3-1 | 公表する情報 | 2 |
| 3-2 | 公表手段・公表対象者・公表時期 | 2 |
| 3-3 | 公表する情報の条件 | 2 |
| 4. | 保護すべき情報とその取り扱い | 2 |
| 4-1 | 公表しない情報 | 2 |
| 表3-1 | 当社が公開する情報 | 4 |
| 表3-2 | 当社が請求に応じて個別に開示する情報 | 6 |
| 表3-3 | 当社が要請に応じて個別に提示する情報 | 7 |
| 表3-4 | 当社が配電事業を営もうとする者の求めに応じて個別に提示する情報 | 8 |
| 表4-1 | 重要施設の具体例 | 8 |

1. 基本的な考え方

本ルールは、当社が、公平性・透明性を確保することを目的として、当社の電力系統を利用する全ての事業者及び需要者に対して、当社の電力系統の利用に供する情報（以下「情報」という。）を公表する際の基本的な考え方を定めるものである。

2. 用語の定義

広域機関

電気事業法第二十八条の四に規定する電力広域的運営推進機関をいう。

公表

「公開」、「開示」、「提示」の総称をいう。

公開

ウェブサイトや配布等により、広く一般に情報を提供することをいう。

開示

請求者と秘密保持契約を結ぶこと等により、利用者・利用目的を限定して情報を提供することをいう。

提示

情報の公表を求める個々の要請に応じて、身元確認等の上、個々に示し説明を行うことをいう。

第三者

当社以外の団体及び個人をいう。

3. 公表する情報とその取り扱い

3-1 公表する情報

当社は、資源エネルギー庁が定める「系統情報の公表の考え方」の趣旨及び電力広域的運営推進機関が定める「一般送配電事業者及び送電事業者が公表する系統情報の項目等」の内容を踏まえ、表3-1～表3-4に示す情報を含め、当社の公平性・透明性を確保するための情報について原則公表する。

3-2 情報の公表手段・公表対象者・公表時期

公表する情報の公表手段・公表対象者・公表時期の標準的な扱いについては、表3-1～表3-4に示す。

なお、問合せ件数が多数にわたる場合や当社以外の要因などにより回答に長期間を要することが予想される場合は、当社はその旨を要請者に説明する。

また、情報の開示ならびに提示にあたっては、次の措置を行う。

- (1) 系統接続を検討している者等から、系統接続を検討する目的で公表の要請があった場合は、原則として当該要請者の電力系統の利用に関する情報に限り、表3-2に示す情報を開示、表3-3、4に示す情報を提示するものとする。なお、原則として、要請者の希望する発電地点もしくは需要地点を管轄している支社またはネットワークサービスセンターにて開示ならびに提示するものとする。
- (2) (1)にあたっては、当該要請者の身元確認及び当該要請者が系統接続に関する検討を具体的に行っていること等を必要に応じて書面により確認する。
- (3) 当該要請者に対し、開示ならびに提示により得た情報を目的外に利用しない旨を確認する。
- (4) 必要に応じて、(2)及び(3)に加えて、個別に要請者と協議のうえ、秘密保持契約の締結など必要な対応を行う。
- (5) 秘密保持契約に関する問い合わせ窓口はネットワークサービスセンターとする。
- (6) (2)、(3)及び(4)によってもセキュリティ確保面で不適切と判断した場合には、(1)の開示ならびに提示は行わない。なお、この場合は、その理由を説明する。

3-3 公表する情報の条件

公表する情報は、公表する時点において当社が保有している情報（将来の設備形態の予想や検討を加えない状態の情報等）で対応する。

4 保護すべき情報とその取り扱い

4-1 公表しない情報

当社は、次に挙げる第三者情報及び重要施設への供給系統・供給設備に関する情報について原則公表しない。ただし第三者情報について、社会的要請などに基づく公表については、第三者の許諾が得られればこの限りではない。

(1) 第三者情報

- a. 公表することにより、第三者の競争上の地位、その他正当な利益を害するおそ

れがある情報

(例) 個々の事業者の事業状況

- ・ 電源の開発（卸調達）状況，性能，作業条件，運転コスト，運転計画・実績
- ・ 燃料調達・消費状況
- ・ 需要動向（分布），需要実績
- ・ 売上状況 等競争に影響を与える情報 等

b. 私契約の内容や顧客に関する事項など守秘が必要と考えられる情報

- ・ 契約者，契約者の所在地，契約期間，契約電力，契約金額，契約条件，第三者の経営状況 等
- ・ 設備を設置させていただいている地権者及びそれに関連する情報 等

(2) 重要施設への供給系統・供給設備に関する情報

国家や地方公共団体の重要な機能を担う施設，機能喪失により広く社会的に影響を与え得ることが懸念される重要施設への供給系統・供給設備に関する情報。具体例を表4-1に示す。

表 3 - 1 当社が公開する情報

| 区分 | 情報項目 | 公開の手段 | 公開の対象者 | 公開時期 (更新時期) |
|--------|--|-----------|-----------|-----------------------------|
| 公開する情報 | (a) 当社の系統ルール ・ 情報公表ルール ・ 設備形成ルール ・ 系統アクセスルール ・ 系統運用ルール | 当社 HP 配布等 | 需要者を含むすべて | 都度 |
| | (b) 系統の空容量等に関する情報 ^(※1) ・ 回線数 ・ 設備容量 ・ 運用容量 ・ 制約要因 (熱容量制約) ・ 空容量 ・ N-1 電制適用可否 ・ N-1 電制適用可能量 ・ ノンファーム型接続対象設備 | 同 上 | 同 上 | 同 上 |
| | (c) 流通設備計画 ・ 流通設備建設計画 ^(※2) | 同 上 | 同 上 | 1 年毎 |
| | (d) 需要・送配電に関する情報 ^(※3) ・ 地点別需要, 系統潮流実績 (変電所単位かつ 1 時間単位) ・ 系統構成, 予想潮流 (1 年度目, 5 年度目) ・ 送電線等の投資, 廃止計画 (10 年間) ・ 送電線等の作業停止計画 (年間計画 2 年分, 過去計画 1 年以上) ・ 送変電設備のインピーダンス (ループ系統のみ) | 同 上 | 同 上 | 同 上 |
| | (e) 電源の開示に係る情報の提供状況に関する情報 ・ 発電設備等毎に提供状況を明示した送電系統図 (発電設備等の名称を除く) | 同 上 | 同 上 | 同 上 |
| | (f) 需給関連情報 (需給予想) ・ 供給区域の需要電力 翌日: 翌日の最大時需要電力と予想時刻 翌日の使用率最大時需要電力と予想時刻 当日: 当日の最大時需要電力と予想時刻 当日の使用率最大時需要電力と予想時刻 ・ 供給区域の最大需要電力・使用率最大時需要電力に対する供給電力 翌日: 翌日の供給電力 当日: 当日の供給電力 | 同 上 | 同 上 | 翌日: 前日 18 時頃 当日: 当日 9 時頃 |
| | (g) 需給関連情報 (電力使用状況) ・ 供給区域の需要電力の現在値 ・ 供給区域の当日及び前日の需要実績カーブ ・ 供給区域の当日の太陽光発電実績カーブ ・ 供給区域の当日の最大電力実績・使用率最大実績と発生時刻 | 同 上 | 同 上 | 都度 |
| | (h) 需給関連情報 (需給実績) ・ 供給区域の需要実績 (1 時間値) ・ 供給区域の供給実績 (電源種別, 1 時間値) | 同 上 | 同 上 | 1 か月毎 |

| 区分 | 情報項目 | 公開の手段 | 公開の対象者 | 公開時期 (更新時期) |
|--------|--|-------|--------|---|
| 公開する情報 | (i)再生可能エネルギーの接続・申込状況に関する情報 ^(*4) ・太陽光発電 ^(*5) 、風力発電、バイオマス発電、水力発電（揚水を除く）、地熱発電の接続・申込状況 | 同上 | 同上 | 1か月毎 |
| | (j)再生可能エネルギーの出力制御の実施状況に関する情報 ^(*6) ・出力制御が行われたエリア ・出力制御が行われた日、時間帯 ・その時間帯毎に、給電指令が行われた出力の合計 ・理由（「調整力不足」などの要因） | 同上 | 同上 | 出力制御が行われた日の属する月の翌月 |
| | (k) ノンファーム型接続の受付状況等に関する情報 ^(*7) ・エリアの太陽光発電、風力（陸上、洋上）発電、バイオマス発電、水力発電（揚水を除く）、地熱発電、火力発電、その他発電の接続・受付状況 | 同上 | 同上 | 1か月毎 |
| | (1) 混雑システムに関する情報 (速報) ・混雑処理を行った系統 ・混雑処理を行った日時 ・概算出力制御量 (確報) ・混雑処理を行った系統 ・混雑処理を行った日時 ・出力制御量 ・混雑処理費用（混雑処理に用いた電源の値差×出力制御量） (年度報) ^(*8) ・出力制御回数 ・出力制御量 ・混雑処理費用（混雑処理に用いた電源の値差×出力制御量） | 同上 | 同上 | (速報) 混雑処理が発生した日の翌営業日まで (確報) 混雑処理が発生した日が属する月の翌々月の末日までに (年度報) 混雑処理が発生した日が属する年度の翌年度の5月末日までに |

- (*1) 特別高圧以上のシステムを対象とする。なお、高圧の配電設備の空容量については、従前の通り、「事前相談に対する回答書」にて速やかに回答を行う。
- (*2) 最新の供給計画において記載されているもの。
- (*3) 154kV以上のシステムについて公開する。154kV未満のシステムでノンファーム型接続の適用がある場合は、当該ノンファーム型接続が適用されたシステムについても同内容の情報を公開する。
- (*4) 接続検討受付量、接続契約受付及び連系承諾済の合計量、接続済の量
- (*5) 10kW未満と10kW以上に区分する。
- (*6) 公表する事項は、「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成24年経済産業省令第46号）」に準じる。
- (*7) 接続検討受付の件数・容量、契約受付の件数・容量、接続済の件数・容量は合計量と、内訳としてノンファーム型接続の量を公開する。ただし、ノンファーム型接続の内訳には、ノンファーム型接続の対象で無い10kW未満の受付は含まない。
- (*8) 各システムの年度合計値

表3-2 当社が請求に応じて個別に開示する情報

| 区分 | 情報項目 | 開示の手段 | 開示の対象者 | 開示時期 (更新時期) |
|--------|---|---|--|-----------------------------|
| 開示する情報 | (a)66kV以上の系統に接続する電源 ^{(*)1} に関する情報 ・発電出力実績 ^{(*)1} ・発電所名 ・系統構成 ・電源種 ・発電機単位の設備容量, L F C幅, 最低出力, 変化速度 ・発電所単位の運用制約(燃料消費制約, 地熱の蒸気井の減衰等による制約, 海水温制約, 取水量制約, 大気温度制約) (b)66kV以上の系統に接続する電源 ^{(*)1} の新設・停止・廃止計画 | ネットワークサービスセンターへの問合せに応じ, 個別に開示請求者と秘密保持契約を締結のうえ開示 | (1) 接続検討申込済の系統連系希望者, 低圧(容量10kW以上)の系統連系希望者 ^{(*)3} (2) 学術・公益的な目的での開示希望者 ^{(*)4} (3) 再エネ海域利用法 ^{(*)5} 第13条第1項に基づく公募への参加予定者 ^{(*)6} | 都度 ^{(*)7} (年度毎) |

(*)1 開示対象期間は, 情報更新日から起算した3か月前~14か月前の1年間, 単位は1時間単位とする。

(*)2 66kV以上154kV未満の系統に接続する電源については, 具体的な系統構成上の立地は開示しない。

(*)3 原則として, 電力広域的運営推進機関が定める「接続検討申込書(高圧)」の様式3~様式5の8の提出を条件とする。ただし, 様式3及び4については, 仕様書など設備の仕様・出力・台数が分かる書類及びJ E T等の認証があるP C Sを設置する場合は認証証明書の写しの提出により代替することができる。

(*)4 学術目的での開示は, 学術研究を目的とする機関若しくは団体[国立大学法人, 私立大学(学校法人), 公益法人等の研究所等の学術研究を主たる目的として活動する機関や「学会」をいう。]又はそれらに属する者(国立大学法人・私立大学の教員, 公益法人等の研究所の研究員, 学会の会員等をいう。)であること, かつ, 学術研究の用(例: エリア電源運用最適化シミュレーションモデルの研究開発)に供する目的で開示情報を取り扱うことを条件とする。

公益的な目的での開示は, 国や電力広域的運営推進機関の審議会等で検証等が必要となり(例: 2020年度冬期の電力需給ひっ迫に係る検証), 国や電力広域的運営推進機関からの要請等を受け検証等を行う者であることを条件とする。

(*)5 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律(平成30年法律第89号)

(*)6 出力制御のシミュレーションを行い, これを再エネ海域利用法第13条第1項に基づく公募の際の事業判断に使用することを踏まえ, 開示請求者は公募への参加の蓋然性が高い書類(再エネ海域利用法第13条第1項に基づく促進区域の公募の際に, 経済産業大臣及び国土交通大臣に対して提出した「守秘義務対象情報の開示申請書」「守秘義務の遵守に関する誓約書」)の提出を条件とする。

(*)7 開示請求のタイミング, 回数は, 以下のとおりとする。

(1) 接続検討申込済の系統連系希望者, 低圧(容量10kW以上)の系統連系希望者

運転開始前（接続検討申込済）：1回

運転開始前（契約申込済）：毎年度1回

運転開始後：毎年度1回

(2) 学術及び公益的な目的での開示希望者

開示請求者において検証等が必要となった都度：1回

(3) 再エネ海域利用法第13条第1項に基づく公募への参加予定者

公募への参加時：1回

表3-3 当社が要請に応じて個別に提示する情報

| 区分 | 情報項目 | 示の手段 | 提示の対象者 | 提示時期 (更新時期) |
|--------|---|---|--------|----------------|
| 提示する情報 | (a) 送配電線等の故障状況 (設備名, 発生時刻, 原因, 復旧状況等) | ネットワークサービスセンター, 支社, CC ^(*) の店頭, 電話等での問合せに応じ, 個別に提示 | 要請者 | 都度 |
| | (b) 特別高圧の系統情報 ・ 地内系統の送電系統図 (送電容量, 変圧器容量を含む) ・ 地内系統の潮流図 (予想及び実績) ・ 地内系統の系統技術に係わる諸データ・設備定数 (送電線・変圧器の電圧やインピーダンス), 短絡容量, 系統保護リレーの設置状況・地内系統の作業停止計画 (計画及び実績) ・ 地内系統の送変電設備計画 ・ 地内系統の停電実績 等 ・ 電源線敷設に対して, 標準化された単価・工期の目安 (154kV以上の架空線) | ネットワークサービスセンター, 支社の店頭での閲覧, または, 問合せに応じ, 個別に提示 ^(*) なお, 原則として, 要請者の希望する発電地点もしくは需要地点を管轄している支社, またはネットワークサービスセンターにて提示 | 同上 | 同上 |
| | (c) 高圧の系統情報 ・ 配電線の配電系統図 (送電容量, 変圧器容量を含む) ・ 配電線の予想・実績電流 ・ 配電線の系統技術に係わる諸データ・設備定数 (配電線・変圧器の電圧やインピーダンス), 短絡容量, 系統保護リレーの設置状況 ・ 配電線の配電設備計画 ・ 配電線の停電実績 等 | 同上 | 同上 | 同上 |

(*) コンタクトセンターの略

(*) 系統連系希望者の希望連系点付近の情報を提示

表3-4 当社が配電事業を営もうとする者の求めに応じて個別に提示する情報

| 区分 | 情報項目 | 提示の手段 | 提示の対象者 | 提示時期 (更新時期) |
|--------|---|---|--------|----------------|
| 提示する情報 | <p><特別高圧></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地内系統の送電系統図（送電容量・バンク容量） ・地内系統の予想・実績潮流図 ・地内系統の系統技術に係わる諸データ（設備定数（送電線・変圧器の電圧やインピーダンス）、短絡容量、系統保護リレーの設置状況） ・地内系統の送変電設備計画 ・地内系統の作業停止計画・作業実績 <p><高圧></p> <ul style="list-style-type: none"> ・配電線の配電系統図（送電容量・バンク容量） ・配電線の予想・実績電流 ・配電線の系統技術に係わる諸データ（設備定数（送電線・変圧器の電圧やインピーダンス）、短絡容量、系統保護リレーの設置状況） ・配電線の配電設備計画 ・配電線の停電実績 | ネットワークサービスセンター、支社の店頭、電話等での問合せに応じ、個別に提示 ^(*) | 要請者 | 都度 |

(*) 配電事業を営もうとする者がその事業を検討する範囲（関連する特別高圧の地内系統の情報を含む。）の情報を提示。

表4-1 重要施設的具体例

| 区分 | 具体的施設 |
|------------------|--|
| 重要官公庁 | 皇居，国会議事堂，裁判所，首相官邸，外国公館，官公庁舎，刑務所，地方自治体会議施設，警察署，消防署，自衛隊施設，米軍施設 |
| 上下水道 | 浄水場，給水場，下水処理場，排水場 |
| ガス供給 | 製造所，供給所，貯蔵所，整圧所 |
| 病院等 | 国公立病院，大学付属病院，総合病院，救急指定病 |
| 交通施設 | 高速道路，空港，航空標識，灯台，長大トンネル，鉄道運行用発電所 |
| 情報通信 | 主要な電気通信事業者施設 |
| 金融機関 | 主要な金融機関，金融商品取引所 |
| その他社会的影響が懸念される施設 | 電気事業者の給電所・制御所，原子力関連施設の所内電源供給地点，報道機関，高層ビル，地下街，商業施設他 |

以上